

主な Q&A

- * VC 等:ベンチャーキャピタルおよびシードアクセラレータ等
- * STS: シード期の研究開発型ベンチャー

<STSの応募資格に関して>

Q01 応募に際して、認定 VC からの出資意向確認書は必須ですか？

A01 必須です。公募期間内に、認定 VC に投資検討と意志決定をしてもらい、認定 VC が発行する出資意向確認書を手に入れてください。尚、出資意向確認書は、認定 VC の意思により投資に値すると判断された STS に発行されるものであり、出資検討依頼を行った全ての STS に発行されるものではありません。

また、認定 VC の意思決定には NEDO は一切関与しませんのでご注意願います。

Q02 STSが既にクラウドファンディングにより出資を受けている場合、これは本事業で条件とされる「業として出資を行う者から1億円以上の出資を受けていないこと」の出資にカウントされますか？

A02 クラウドファンディングについては、「業として出資を行う者からの1億円以上の出資を受けていないこと」の出資にカウントします。

Q03 海外企業の子会社を日本国内に設立しそこに投資する場合は、助成対象になりますか？例えば、医薬品や医療機器について、日本国内での製造・販売承認を得るため治験を行う会社を設立する場合はどうですか？

A03 STSについては、助成期間中は、その事業活動に係る主たる技術開発および意思決定のための拠点を日本国内に有することが必要になりますので、日本国内の当該子会社がこれらの要件を満たす必要があります。

したがって、海外で開発された製品について、日本国内における規制対応や現地化を行うことを目的とする場合は、対象となりません。

Q04 STSの子会社を海外に設立することは可能ですか？

A04 可能です。ただし、STSについては、助成期間中は、その事業活動に係る主たる技術開発および意思決定のための拠点を日本国内に有することが必要です。

Q05 本事業による助成を受けようとするSTSが、既に別の公的資金を原資とする助成事業に採択されているが、重ねて申請できますか？

A05 申請することはできますが、事業の目的、内容が同一であると認められる案件は、重複して助成を受けることはできません。

Q06 英語版の申請書はありますか？

A06 英語版の申請書の用意はございません。公募要領 p16「6-4.申請に関する注意」の(4)に記載あるとおり、申請書は日本語で作成して下さい。

Q07 日本企業だが、本社は米国に有り、日本法人を持っている場合、要件を満たしますか？

A07 日本登記の法人による申請であれば要件を満たします。ただし、当該日本法人が NEDO 助成事業者となるため、認定 VC からの出資は当該日本法人が得る必要があります。

Q08 事後的に、資本金と従業員数が共に中小企業であること条件から外れる場合、また申請時には、大企業やみなし大企業に該当しなかったが、採択後に該当した場合はどうなりますか？

A08 条件から外れた時点で NEDO 助成事業は中止となります。その時点までの実績報告書を作成頂き、確定検査を行った後、確定した経費に対するお支払いを行います。

Q09 投資の結果、資金調達額が 1 億円をこえても良いですか？

A09 1 億円以上の出資を規制するのは、申請時です。今回の投資の結果、又は NEDO 助成事業期間中の追加投資の結果、資金調達額が 1 億円を越えても問題はありません。但し、中小企業要件を超える場合には、NEDO 助成事業は中止となります。その時点までの実績報告書を作成頂き、確定検査を行った後、確定した経費に対するお支払いを行います。

<STSへの助成に関して>

Q10 STSに対してNEDOから助成金はいつ支払われますか？

A10 助成金は原則として、実際に助成事業に要した経費の支払い確認後の後払いになります。具体的には、年度毎に当該年度の支出が適正な対象経費であったかや金額の妥当性について NEDOが検査を行い、助成額を確定した後に支払いを行います。但し、事業の進捗に応じて四半期毎に概算払を行うこともできます。

Q11 STSに対して助成額の 15/85 以上のオプション(新株予約権、新株予約権付社債やいわゆる convertible note)を有している場合は、本事業でSTSに対する交付条件とされる出資の対象となりますか？

A11 助成金は、助成額の 15/85 以上の出資が採択決定の 1 ヶ月後までに実行されることを条件として交付されます。したがって、新株予約権については、公募開始の日以降に付与され、かつ採択決定から 1 ヶ月後までに行使された場合は、交付条件を満たします。新株予約権付社債やいわゆる convertible note については、公募開始の日以降に社債の発行又は貸付がなされ、かつ採択決定から 1 ヶ月後までに株式に転換された場合は、交付条件を満たします。

Q12 認定 VC の認定が取り消された場合、すでに助成事業を開始しているSTSはどうなりますか？

A12 認定 VC が事業期間内に認定を取り消された場合は、該当する認定 VC の出資意向確認書により交付決定を受けている STS の助成事業は原則として途中で終了となります。その場合、それまでに得られた成果に対して成果報告書を作成いただき、その時点で確定している費用について、確定検査で認めた経費のみを支払います。尚 VC の認定取り消しに伴い生じた STS 側の損害等の負担について、NEDO はその責めを負いません。

Q13 特許出願費は、助成対象として認められますか？

A13 特許出願費は、原則助成対象としては認められません。但し、起業活動の一環としての研究開発遂行に直接必要なものと N E D O が認めるものに限り助成対象とする場合が

あります。

Q14 助成金の支払いは年度末だけですか？

A14 概算払いの制度があります。年数回(助成開始後、別途通知されます)の概算払が可能です。概算払の詳細については、事業開始後のマニュアルをご参照頂くか、別途、NEDOにお問い合わせください。

Q15 現在社員に給与を払っていないが、NEDOの助成金が得られた場合にそこから給与を出すことは出来ますか？

A15 本助成金は給与支給を支援するものではありません。また、助成金はあくまで対象経費の実支出に対し、その一部を負担するものです。労務費は対象経費ですが、労務費としての支出が発生しなければ対象とはできません。あくまで時間単価からNEDOの事業に直接作業を行った時間分だけの労務費を対象に助成率を乗じた分をNEDOで負担します。なお、社内連絡や受発注行為、社長であれば社長としての業務時間に対する労務費の計上は認められません。公募要領のP23に示されたNEDOの直接経費で賄えない経費分として別途手当をして頂く必要があります。

Q16 NEDO助成事業期間中(交付決定後から2017年9月30日まで)に、追加の資金調達を受けることは可能ですか？

A16 追加の資金調達は可能ですが、NEDO助成事業期間中は認定VCがリードである必要があります。詳しくは公募要領p4の「1-3. 助成事業対象者の要件」を参照下さい
大型の追加投資によりリードを取れなくなる場合は、投資実行の日までにNEDO助成事業を終了して頂く必要があります。当初より追加の資金調達等が計画されている場合は、早めの終了計画を立てた申請を頂く事も可能です。その場合はその時点までの実績報告書を元に確定検査を受けて頂き、認められた経費をお支払い致します。

Q17 海外研究機関との共同研究費は助成対象費用となりますか？

A17 助成対象費用とはなりません。

Q18 海外の治験費用は助成対象費用となりますか？

A18 助成対象経費となります。その他経費の「外注費」として申請してください。

<STSの収益納付に関して>

Q19 STSが収益納付すべき期間は何年間ですか？

A19 助成事業の完了年度の翌年度以降10年間とします。

Q20 STSが収益納付すべき対象は何ですか？特許ライセンスや特許売却による収益も含まれますか？

A20 対象は当該事業成果が活用された事業により得た利益(産業財産権等によるものを含む)であり、特許ライセンスや特許売却による収益を含みます。

Q21 収益納付は税法上(BS上)どう扱われますか？

A21 収益納付は、NEDO からの助成金の、収入における計上費目の反対費目となります。
一般的には NEDO 事業の収入を「その他収入」で計上する場合は、「その他支出」になります。
本件は、事業者様の決算に関わることですので、事業者様ごとに会計士等と御相談して決定
いただきます。

<STSへの VC の支援業務に関して>

Q22 認定 VC が出資意向確認書を出し、審査を経て採択されたSTSへの出資を、認定 VC の意思
で中止することはできますか？

A22 最終的な出資実行の判断は認定 VC によりますので可能です。その場合、出資が条件となっ
ている当該STSの採択決定も取り消しとなります。なお、NEDO は認定 VC に事前に
出資中止の理由を文書で提出させ、その理由を適切ではないと判断した場合には、VC の認定も取り消
します。

Q23 認定 VC と出資先との間で、事業開始後に事業実施上の問題が生じた場合はどこに相談すれ
ばよいですか？

A23 NEDOイノベーション推進部担当者にご相談ください。

Q24 認定 VC の義務として、採択されたSTSから、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係
わる指導料、手数料その他の料金を徴収しないこととあるが、例えば、インキュベーションの施
設利用料等も認められないのか？

A24 施設利用料など実費のかかるもの等経費によっては“その他の料金徴収”とは見なさない場
合があります。詳細項目はNEDOイノベーション推進部担当者にご相談ください。

Q25 認定 VC 同士、又は認定 VC 以外との共同出資は可能ですか？

A25 認定 VC の 1 社がリードインベスターであれば可能です。

Q26 認定 VC がリードインベスターであることという条件は、当該ラウンド終了後の持分比率が創
業者及び経営者以外で最大であることが求められていますが、個人投資家の扱いはどうなり
ますか？

A26 個人投資家は除外致します。即ち、創業者及び経営者及び個人投資家以外で当該ラウンド終
了後の持分比率が創業者及び経営者以外で最大であることが条件です。

<e-RAD に関して>

Q27 F/Sメンバー等は e-RAD の登録が必要ですか？

A27 e-RAD には、研究代表者1名が主任研究員として登録されていれば OK です。

一方、F/Sを行うメンバーは研究目標に相応の調査研究の目標を立てた上で、その調査研究
を行う研究員として「(添付資料1)助成事業内容等説明書」の「3 研究開発の体制等 (1)
研究組織(図示すること)」の図の中に、名前、役割、専従率等を記載し、また、「別紙助成事業
経費内訳表」の労務費に計上しておく必要があります。不明な点は、NEDOに直接お問い合わせ
ください。

Q28 e-RAD の登録は研究員だけで良いですか？ 会社の登録も必要ですか？

A28 所属機関の所属研究機関コード、及び主任研究者(研究代表者)の研究者番号の両方が必要です。

もし、これから会社設立するなど、所属機関の登録をされていない場合は、所属研究機関の登録から行って下さい。その後研究代表者の研究者登録を行い、最後に「応募内容提案書」を出力し、本公募の提出書類としてください。

尚、所属機関コード、主任研究者の研究者番号は「情報項目ファイル」(Excel ファイル)に必ず記載してください。

Q29 申請時に会社設立前なので、e-Rad 登録が出来ない(研究機関登録が出来ない)のですが、どうすればいいですか？

A29 会社設立前の申請者に限っては、申請時にe-Rad 登録が完了していなくても結構です。採択審査に影響しません。申請前か申請時にその旨 NEDO にご連絡下さい。また、情報項目ファイルのe-Rad 登録員 No.記載欄(67),(68)には会社設立後「会社設立中」と記載下さい。速やかにe-Rad の登録を行って、NEDO にご連絡下さい。尚、e-Rad 未登録の場合には、採択となった場合でも、交付決定時期が遅れる場合があります。

以上